

(別紙8)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設等の区分	1 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (病院又は診療所) 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届出項目	1 緊急時(介護予防)訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制		

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

保健師		人	常勤	人	非常勤	人
看護師		人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る体制の届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有・無
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有・無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	有・無

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

短期利用居宅介護費の算定 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

項目（算定要件）	適否											
<p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満ですか。 また、短期利用に活用可能な宿泊室の数の上限を確認しましたか。</p> <p>（下記の計算式に記載して、確認してください。）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宿泊室の数</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録定員</td> <td style="padding: 0 10px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録者数</td> <td style="padding: 0 10px;">) ÷</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">登録定員</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">短期利用に活用可能な宿泊室の数</td> <td style="padding: 0 10px;">室</td> <td style="padding: 0 10px;">（小数点第一位 以下四捨五入）</td> </tr> </table> <p>例）計算の結果、短期利用に活用可能な宿泊室の数が「1.8」だった場合、「2室」が上限になります。</p>	宿泊室の数	×	登録定員	-	登録者数) ÷	登録定員	=	短期利用に活用可能な宿泊室の数	室	（小数点第一位 以下四捨五入）	はい・いいえ
宿泊室の数	×	登録定員	-	登録者数) ÷	登録定員	=	短期利用に活用可能な宿泊室の数	室	（小数点第一位 以下四捨五入）		
<p>利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に利用することとしていますか。</p>	はい・いいえ											
<p>利用の開始に当たって、あらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めていますか。</p>	はい・いいえ											
<p>人員基準に違反していないことを確認しましたか。</p>	はい・いいえ											
<p>サービス提供が過少である場合の減算に該当していないことを確認しましたか。</p>	はい・いいえ											
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ											

【解釈通知】

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準第七十四号に規定する基準を満たす指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。
- ② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。
 （短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式）
 当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員 (小数点第一位以下四捨五入)
 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。

若年性認知症利用者受入加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

項目 (算定要件)	適否
若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護を行っていますか。(受入体制を整えていますか。)	はい・いいえ
受入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。(受入体制を整えていますか。)	はい・いいえ
認知症加算を算定している利用者は、若年性認知症利用者受入加算は算定できないことを承知していますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

【解釈通知】

- ① 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

緊急時訪問看護加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

項目 (算定要件)	適否
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にありますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

【解釈通知】

- ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
- ② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間連絡体制加算及び24時間対応体制加算は算定できないこと。
- ③ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者には説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとする。

ターミナルケア加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

項目（算定要件）	適否
ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。	はい・いいえ
主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行うこととしていますか。	はい・いいえ
ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録することとしていますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

【解釈通知】

- ① ターミナルケア加算については、在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ② ターミナルケア加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できないこと。
- ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前十四日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ一日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。
- ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を看護小規模多機能型居宅介護記録書に記録しなければならない。
ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、二十四時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。

看護体制強化加算(Ⅰ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)**

項目(算定要件)	適否						
<p>①算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>②算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>③算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が百分の二十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>④算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費の又の加算をいう。)を算定した利用者が1名以上いますか。</p>	はい・いいえ						
<p>⑤登録特定行為事業者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。)又は登録喀痰吸引等事業者(同法第48条の3第1項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者をいう。)として届出がなされていますか。</p>	はい・いいえ						
<p>当該加算を算定するに当たっては、上記①～⑤いずれにも適合し、その割合について継続的に所定の基準を維持しなければなりません。その割合については毎月記録し、所定の基準を下回った場合には直ちに、取り下げを行うこととしていますか。</p>	はい・いいえ						
<p>当該加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ることとしていますか。</p>	はい・いいえ						
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ						

【解釈通知】

- ① 訪問看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。
- ② 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、9(5)を準用すること。
この場合、9(5)①から③まで中「第75号」とあるのは「第78号」とすること。

9(5) 訪問看護体制減算について

- ① 大臣基準告示第75号イの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
 - ② 大臣基準告示第75号ロの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
 - ③ 大臣基準告示第75号ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
 - ④ ①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、1から3までに規定する割合の算出において利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないこと。
- ③ 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。
- ④ 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第78号イ、ロ若しくはハの割合及び二の人数(看護体制強化加算(Ⅰ)に限る。)について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合については台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならないこと。
- ⑤ 看護体制強化加算(Ⅰ)を算定するに当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。
- ⑥ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること。
- ⑦ 訪問看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。

看護体制強化加算(Ⅱ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)**

項目 (算定要件)	適否						
<p>①算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>②算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>③算定日が属する月の前三月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が百分の二十以上ですか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1)前3か月間の実利用者の総数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>(1)のうち(2)の割合</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table>	(1)前3か月間の実利用者の総数	人	(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数	人	(1)のうち(2)の割合	%	はい・いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人						
(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数	人						
(1)のうち(2)の割合	%						
<p>当該加算を算定するに当たっては、上記①～③いずれにも適合し、その割合について継続的に所定の基準を維持しなければなりません。その割合については毎月記録し、所定の基準を下回った場合には直ちに、取り下げを行うこととしていますか。</p>	はい・いいえ						
<p>当該加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ることとしていますか。</p>	はい・いいえ						
<p>当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</p>	はい・いいえ						

【解釈通知】

- ① 訪問看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。
- ② 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、9(5)を準用すること。
この場合、9(5)①から③まで中「第75号」とあるのは「第78号」とすること。

9(5) 訪問看護体制減算について

- ① 大臣基準告示第75号イの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ② 大臣基準告示第75号ロの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ③ 大臣基準告示第75号ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ④ ①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、1から3までに規定する割合の算出において利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。
また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないこと。

- ③ 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。
- ④ 訪問看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第78号イ、ロ若しくはハの割合及び二の人数(看護体制強化加算(Ⅰ)に限る。)について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合については台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならないこと。
- ⑤ 看護体制強化加算(Ⅰ)を算定するに当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。
- ⑥ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること。
- ⑦ 訪問看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。

訪問体制強化加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**

項目（算定要件）	適否
①訪問サービス(看護サービスを除く。)の提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)を2名以上配置していますか。	はい・いいえ
②①の要件を満たしたうえで、以下の要件を満たした場合に算定できることを承知していますか。 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 [※])を併設する場合は、登録者の総数のうち指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ※養護老人ホーム:老人福祉法第20条の4に規定するもの ※軽費老人ホーム:老人福祉法第20条の6に規定するもの ※有料老人ホーム:老人福祉法第29条第1項に規定するもの ※サービス付き高齢者向け住宅:高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するものであって、同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

【解釈通知】

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービス(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する訪問サービスのうち看護サービスを除くものをいう。以下(15)において同じ。)を担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。
- ③ 「訪問サービスの提供回数」は、毎月ごとに、9(3)①口と同様の方法に従って算定するものとする。
※9(3)①ロ
1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。
- ④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「看護小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者」をいう。以下同じ。)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。

訪問看護体制減算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**

項目（算定要件）		適否	
①算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者（複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下同じ。）の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満ですか。		はい	いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人		
(2)上記(1)のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
(1)のうち(2)の割合	%		
②算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満ですか。		はい	いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人		
(2)上記(1)のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
(1)のうち(2)の割合	%		
③算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満ですか。		はい	いいえ
(1)前3か月間の実利用者の総数	人		
(2)上記(1)のうち、特別管理加算を算定した実利用者数	人		
(1)のうち(2)の割合	%		
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。			

【解釈通知】

- ① 大臣基準告示第75号イの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ② 大臣基準告示第75号ロの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ③ 大臣基準告示第75号ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ④ ①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①から③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。
 また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないこと。

総合マネジメント体制強化加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**

項目（算定要件）	適否
利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこととしていますか。	はい・いいえ
地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。	はい・いいえ
利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることとしていますか。	はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ

【解釈通知】

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせるために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者（保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。
- ② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
ア 看護小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。
（地域の行事や活動の例）
・登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応
・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）
・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等）
- ③ 看護小規模多機能型居宅介護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設（介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。）に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいう。）を行っていること。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____
 サービス種類: **複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)**

項目(算定要件)	適否																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していますか。	はい・いいえ																																										
利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合は、介護支援専門員として従事した時間も含む)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上ですか。 <small>※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)</small>	はい・いいえ																																										
以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e:4~2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>(c)</td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の介護福祉士の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)	常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)																														
常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)																														
<small>※保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む</small>																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ %																																											
Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
<ul style="list-style-type: none"> ・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで) <li style="margin-left: 20px;">3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c) ・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の合計 <li style="margin-left: 20px;">3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d) ・dがcに占める割合 (d÷c×100) = _____ % 																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 <small>※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</small>	はい・いいえ																																										

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の過程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: **複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)**

項目(算定要件)	適否																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していますか。	はい・いいえ																																										
利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合は、介護支援専門員として従事した時間も含む)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上ですか。 ※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)	はい・いいえ																																										
以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e:4~2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(c)</td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の介護福祉士の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)	常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)																														
常勤換算後の介護福祉士の員数※													(d)																														
※保健師、看護師又は准看護師を除く。介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで)																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の合計																																											
3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										

【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の過程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____
 サービス種類: **複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)**

項目(算定要件)	適否																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していますか。	はい・いいえ																																										
利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上ですか。 <small>※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)</small>	はい・いいえ																																										
以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e:4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 5%;">4月</th> <th style="width: 5%;">5月</th> <th style="width: 5%;">6月</th> <th style="width: 5%;">7月</th> <th style="width: 5%;">8月</th> <th style="width: 5%;">9月</th> <th style="width: 5%;">10月</th> <th style="width: 5%;">11月</th> <th style="width: 5%;">12月</th> <th style="width: 5%;">1月</th> <th style="width: 5%;">2月</th> <th style="width: 5%;">合計 a</th> <th style="width: 5%;">月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>(c)</td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の常勤職員の員数※</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)	常勤換算後の常勤職員の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※													(c)																														
常勤換算後の常勤職員の員数※													(d)																														
<small>※介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む</small> ・dがcに占める割合 (d÷c×100)＝ _____ %																																											
Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで) 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の常勤職員の員数の合計 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100)＝ _____ %																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 <small>※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。</small>	はい・いいえ																																										

【解釈通知】

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の過程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____
 サービス種類: **複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)**

項目(算定要件)	適否																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していますか。	はい・いいえ																																										
利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続三年以上の者の割合が百分の三十以上ですか。 ※介護従業者の総数＝常勤換算方法により算出した総数(介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む)	はい・いいえ																																										
以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e: 4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の介護従業者の員数※														常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の介護従業者の員数※																																											
常勤換算後の勤続3年以上の介護従業者の員数※													(d)																														
※介護支援専門員が介護従業者と兼務している場合には、介護支援専門員として従事した時間も含む																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護従業者の員数(小数点以下第1位まで) $\underline{\hspace{1cm}} \text{ 3月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} + \underline{\hspace{1cm}} \text{ 2月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} + \underline{\hspace{1cm}} \text{ 1月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} \div 3 = \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人(c)}$																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤職員の常勤換算後の員数の合計(小数点以下第1位まで) $\underline{\hspace{1cm}} \text{ 3月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} + \underline{\hspace{1cm}} \text{ 2月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} + \underline{\hspace{1cm}} \text{ 1月前: } \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人} \div 3 = \underline{\hspace{1cm}} \text{ 人(d)}$																																											
・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$																																											
別の告示に定める利用定員超過減算・人員基準欠如減算に該当していませんか。	はい・いいえ																																										
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										

① 2(12)①、②及び④から⑦まで並びに4(11)②を準用する。

2(12) ① 研修について

看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護小規模多機能型居宅介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

2(12) ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の過程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成二十四年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十四年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

4(11) ② なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

(参考様式)

実務経験証明書

年 月 日

(提出先)
海南市長

(証明者)
法人の所在地
法人名及び代表者職名及び氏名

印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	T・S・H 年 月 日生
施設又は事業所名	
所在地	
サービス種別	
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算 年 か月)
業務内容	

- 注1 「サービス種別」欄は、具体的に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「訪問介護」等と記入してください。
- 注2 「業務期間」欄は、実務経験被証明者が利用者に対する直接処遇を行っていた期間を記入してください。事務・経理や送迎運転等は含まれません。また、証明日までの期間としてください。
- 注3 「業務内容」欄は、実務経験被証明者の本来の業務について、具体的に訪問介護員、介護職員等と記入してください。
- ※ 上記の記載内容に記入漏れや不備・不明な箇所がある場合には、内容の確認をさせていただき、必要に応じ書類の追加・再提出をしていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。